

青森県報

第四千二百七十五号

平成二十九年
三月十七日
(金曜日)

目次

告示

農業振興地域の指定の一部改正……………(構造政策課) ……一
 公共測量の終了……………(総務課) ……三

公告

地籍調査の成果の認証……………(農村整備課) ……四
 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更
 の公表……………(水産振興課) ……四
 都市計画事業の認可……………(道路課) ……六

告示

青森県告示第百四号

昭和四十五年三月三十一日青森県告示第百九十八号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月十七日

青森県知事 三 村 申 啓

黒石市のしち次表に掲げる区域の表を次のように改める。

大字下山形、大 全域

字豊岡、大字田
 山平、大字浅瀬
 石、大字高賀野、
 大字中川、大字
 竹田町、大字田
 中、大字ぐみの
 木北、大字飛内
 北、大字馬場尻
 東、大字馬場尻
 南、大字馬場尻
 西、大字馬場尻
 北、大字馬場尻
 下、大字小屋敷
 西、大字小屋敷
 南、大字栗野添
 大字上目内沢、
 大字株梗木、大
 字北田中、大字
 飛内、大字東馬
 場尻山田、大字
 東馬場尻、大字
 西馬場尻、大字
 二双子、大字竹
 鼻、大字三島、
 大字赤坂

字大巻前、字青荷澤、字一ノ渡村下、字長沢出口、字沢頭、
 字股ノ木沢、字青荷沢上、字水上沢、字大坂陰、字上ノ
 平、字雷山、字狐森、字木戸沢、字松平、字根田ノ沢及び字
 権現平の区域内の土地であつて次の図面の橙色で着色した部
 分に該当するものの区域

	字一ノ渡村上、字沖浦村上、字沖浦村下、字野神平、字石戸、字登倉、字大荆、字大川添、字山神、字大坂及び字釜巻の区域
大字二庄内	字鍵掛、字杉ノ沢、字水沢、字大畑、字赤田、字巻ノ沢、字要人、字寺久保、字イカツツ、字長下及び字門戸沢の区域内の土地であつて次の図面の橙色で着色した部分に該当するものの区域
	字野神平、字砂田、字馬建場、字下川村下、字二庄内村上、字二庄内村下、字二庄内村向、字堰筋、字下川村上、字後山及び字滝ノ下の区域
大字大川原	字湯ノ沢、字鳥沢、字ヘグリ、字大鉄沢、字森合沢、字十二沢、字時ノ沢、字下湯沢、字下川沢、字巻場沢、字沼平、字蛭貝沢、字山蛾虫、字大菫沢、字大鉄森、字焼山、字堂子沢、字森合沢左、字森合沢右、字木ノキ沢流、字杉ノ沢及び字尻高沢の区域内の土地であつて次の図面の橙色で着色した部分に該当するものの区域
	字木ノキ沢、字菫森下、字板子沢、字門尻、字菫森、字橋向、字蛾虫子及び字下夕川沢の区域
大字南中野	字館ケ沢、字黒森向、字二世沢、字田ノ沢、字上平、字不動館、字才ノ神、字阿手沢、字井戸沢、字横前、字水沢、字菫ノ沢、字蛾虫下、字浅瀬石山不動沢及び字不動沢ノ上の区域内の土地であつて次の図面の橙色で着色した部分に該当するものの区域
	字留矢塚、字中里、字黒森下、字小川添、字堰下、字堀合橋、字家岸、字曲坂上平及び字細越の区域
大字板留	字郷ノ沢、字落台野、字寺ノ沢、字寺ノ沢口、字滝ノ沢、字大川添、字長坂下、字杉ノ沢及び字一坪前平の区域内の土地であつて次の図面の橙色で着色した部分に該当するものの区域

大字袋	字田代及び字宛ノ沢口の区域
	字村元、字富岡、字富山、字平山、字白沢、字富田、字上野、字小根沢、字滝ノ沢、字下梨子木沢、字孫三郎滝ノ沢及び字無沢の区域内の土地であつて次の図面の橙色で着色した部分に該当するものの区域
	字村岡、字村山、字上法立沢、字浪ノ沢、字股ノ木沢、字天下平沢、字青岩沢及び字兵岩沢の区域
大字温湯	字長漕、字贅下、字金山平、字石倉及び字大平の区域内の土地であつて次の図面の橙色で着色した部分に該当するものの区域
	字贅堤沢、字堤沢、字大平中道左ノ方、字大平中道右ノ方及び字田山堰下の区域
大字上山形	字石倉下、字田山堰下、字境沢口、字村下、字雨堤及び字村岸の区域内の土地であつて次の図面の橙色で着色した部分に該当するものの区域
	字上菫、字中野馬場及び字前山の区域
大字花巻	字夏焼沢の区域内の土地であつて次の図面の橙色で着色した部分に該当するものの区域
	字立石、字葛崎、字村家岸、字花巻、字村下、字横山、字村北、字北村下平、字長坂南、字山手村上、字鷹待場、字前山、字狼森沢、字石森沢、字石倉、字杉ノ沢、字菫ノ沢、字村上、字南家岸、字村下平、字胡麻坂及び字地藏沢の区域
大字石名坂	字石法師の区域内の土地であつて次の図面の橙色で着色した部分に該当するものの区域
	字桜清水、字豊岡村下、字葛崎川原、字野呂渡、字五輪平、字村ヨリ北、字館、字村ヨリ北家岸、字町堰向、字姥懐、字村ヨリ西、字木通沢、字田山堰向、字夏焼、字鍋倉家岸、字

	村ヨリ東、字川原子及び字上川原の区域
大字牡丹平	字大街道南、字福民出石田間及び字福民の区域内の土地であつて次の図面の橙色で着色した部分に該当するものの区域 字出石田北、字村ヨリ西、字姥懐、字水無平、字木田橋、字観音沢、字稻荷沢下、字鱈頭、字堤沢、字福民西、字浅沢、字牡丹平南、字出石田派、字出石田、字牡丹平、字柏木山、字焼山、字柏木山愛宕沢、字大沢、字識訪野平、字福民北、字柏木山根、字仮間沢、字柏木山菊沢及び字柏木山観音沢の区域
大字追子野木	字川元の区域内の土地であつて次の図面の橙色で着色した部分に該当するものの区域 字前川及び字川合の区域
	追子野木一丁目、追子野木二丁目、追子野木三丁目、境松一丁目、境松三丁目、西ケ丘、緑町四丁目、作場町、角田、青山、八甲、あけぼの町、松原、相野、富士見、末広及び富田の区域内の土地であつて次の図面の橙色で着色した部分に該当するものの区域
大字境松	字川原田の区域内の土地であつて次の図面の橙色で着色した部分に該当するものの区域 字村井、字大面、字一本柳及び字石切の区域
大字黒石	字砂森の区域内の土地であつて次の図面の橙色で着色した部分に該当するものの区域 字上十三森、字建石、字弥九郎、字浄光寺及び字十三森の区域
大字下目内沢	字小屋敷家岸及び字小屋敷添の区域内の土地であつて次の図面の橙色で着色した部分に該当するものの区域 字村ヨリ西家岸、字村ヨリ北家岸、字十川添及び字目内沢堰末の区域

大字小屋敷	字東村岸の区域内の土地であつて次の図面の橙色で着色した部分に該当するものの区域 字馬場尻道添、字西村岸、字小十川添、字宮岸及び字小屋敷村の区域
大字高館	字甲高原の区域内の土地であつて次の図面の橙色で着色した部分に該当するものの区域 字甲花岡、字乙花岡、字甲松坂、字乙松坂、字丙松坂、字小峠、字乙高原、字丙高原、字丁高原、字甲里見及び字乙里見の区域
大字上十川	字小峠及び字長谷沢二番田の区域内の土地であつて次の図面の橙色で着色した部分に該当するものの区域 字北原一番、字北原二番、字北原三番、字北原四番、字北原五番、字北原六番、字村元一番、字村元二番、字留岡一番、字留岡二番、字留岡三番、字留岡四番、字留岡五番、字留岡六番、字柳沢、字山元、字長谷沢一番田、字大野一番、字大野二番、字大野三番、字大野四番、字大野五番、字大野六番及び字大野七番の区域

ただし、国有林野の区域(次の図面の緑色で着色した部分)を除く。(図面省略)



豊後県知事 鎌田 正一 叩

県農林畜産課の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、県農林畜産課(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公表する。

平成二十九年三月十七日

豊後県 豊後 県 農 林 畜 産 課

一 県農林畜産課

国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所

- 二 測量の種類
公共測量（三級基準点測量、三級水準測量）

三 測量の期間
平成二十八年八月三十一日から平成二十九年二月二十七日まで

四 測量の地域
八戸市大字河原木（八戸市大字尻内町地内）馬淵川沿い

公 告

地籍調査の成果の認証

五所川原市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十九年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大 字 名	小 字 名
五所川原市	金木町喜良市相野山の 一部	

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十九年一月十三日公表）の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十九年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成26年において、生産量が19万トンで全国第7位、生産額が47.8億円で全国第9位と全国でも上位の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成25年現在において9千8百人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の漁場が形成されている。一方で、本県海域の海洋生物資源については、一部で低水準、減少傾向にある。今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県として従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成28年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成28年4月～平成29年3月	若干
まあじ	平成28年1月～12月	若干
まいわし	平成28年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成28年7月～平成29年6月	若干
するめいか	平成28年4月～平成29年3月	若干

(注) 数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない場合は、過去(平成23年～25年(するめいかにについては平成24年～26年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をすることがない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

2 第1種特定海洋生物資源の平成29年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成29年4月～平成30年3月	若干
まあじ	平成29年1月～12月	若干
まいわし	平成29年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成29年7月～平成30年6月	(注1)
するめいか	平成29年4月～平成30年3月	若干

(注1) まさば及びごまさばの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(注2) すけとうだら、まあじ、まいわし及びびするめいかにについて、数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない場合は、過去(平成23年～25年(するめいかにについては平成24年～26年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をすることがない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】
小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可獲数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まあじ】
定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許獲数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まいわし】
定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許獲数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まさば及びごまさば】
定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許獲数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【するめいか】
定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許獲数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかづり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。
なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項
平成29年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがねい	小型機船底びき網漁業(うち手練第1種漁業)	青森県下北部東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以東の日まで	平成29年5月1日から平成29年6月30日まで	194

(注) 小型機船底びき網漁業(うち手練第1種漁業)とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成29年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	機船手繰網漁業(かけまわし漁業)	青森県下北部東通村尻屋崎灯台中心点と北海平成29年5月1日か道函館市恵山岬灯台中心点から平成29年6月30日まで 青森県他先水面	平成29年5月1日から平成29年6月30日まで	194

(注) 機船手繰網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のことをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】

太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づき資源管理措置の着実な実施を推進する。

また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めるとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

都市計画事業の認可

むつ都市計画事業の認可について、平成二十九年三月六日東北地方整備局告示第五十七号で告示されたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年三月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

むつ都市計画道路事業(一・五・一号むつ横浜線)

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目一の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

青森県上北郡横浜町字林ノ脇、字太郎須田、字三保野、字上イタヤノ木、字上外ノ沢、字荒内、字モダシ平、字向平、字牛ノ沢川目、字百目木、字吹越及び字豊栄平地内

2 使用の部分

青森県上北郡横浜町字林ノ脇、字三保野、字上イタヤノ木、字上外ノ沢、字荒内、字牛ノ沢川目、字百目木及び字吹越地内

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	--	--------------------------------